

第2章 個別労働紛争に関するあっせん

第1節 あっせんの状況

1 あっせんの係属状況

(1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、27年末現在、44道府県労委である。

27年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は376件で、このうち26年から繰越されたものは26件、新規に係属したものは350件であった（第46表参照）。

(2) 新規係属件数

新規係属件数は350件で、26年に比べ8件の減少となった。過去5年の推移は、23年400件、24年335件、25年325件、26年358件となっている（図5参照）。

(3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が347件・99.1%（26年349件・97.5%）、使用者からの申請が3件・0.9%（同9件・2.5%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第47表参照）。

(4) 道府県労委別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、鳥取30件・8.6%（26年32件・8.9%）が最も多く、以下、北海道24件・6.9%（同26件・7.3%）、新潟18件・5.1%（同11件・3.1%）、高知16件・4.6%（同18件・5.0%）、埼玉16件・4.6%（同18件・5.0%）、千葉16件・4.6%（同3件・0.8%）が続いている（第46表参照）。

第 46 表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

(単位:件)

区分 都道府県 労委	あ つ せ ん								
	係 属 件 数			終 結 件 数					次期 繰越
	前期 繰越	新規継続 件数	計	解決	打切	取下	不開始	計	
北海道	1	24	25	13	7	4	0	24	1
青森	0	1	1	0	1	0	0	1	0
岩手	0	8	8	1	5	0	1	7	1
宮城	0	8	8	3	3	1	0	7	1
秋田	1	3	4	1	2	1	0	4	0
山形	0	5	5	1	3	1	0	5	0
福島	0	6	6	4	1	0	1	6	0
茨城	0	2	2	0	0	0	1	1	1
栃木	0	3	3	0	0	0	2	2	1
群馬	0	7	7	2	1	0	4	7	0
埼玉	5	16	21	5	13	1	0	19	2
千葉	0	16	16	5	8	2	0	15	1
東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	1	18	19	8	9	1	0	18	1
山梨	1	9	10	1	7	2	0	10	0
長野	4	13	17	9	7	1	0	17	0
静岡	0	13	13	8	4	0	0	12	1
富山	0	4	4	2	0	0	2	4	0
石川	1	1	2	1	0	0	1	2	0
福井	0	6	6	2	3	0	1	6	0
岐阜	0	3	3	1	1	0	1	3	0
愛知	0	13	13	2	6	3	0	11	2
三重	0	3	3	0	1	1	1	3	0
滋賀	1	7	8	4	4	0	0	8	0
京都	2	15	17	7	8	1	0	16	1
大阪	0	4	4	2	0	0	0	2	2
兵庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良	0	1	1	0	0	1	0	1	0
和歌山	0	2	2	0	2	0	0	2	0
鳥取	1	30	31	15	8	7	0	30	1
島根	0	9	9	5	3	0	0	8	1
岡山	0	6	6	0	1	3	0	4	2
広島	3	15	18	8	7	2	0	17	1
山口	0	5	5	1	1	0	3	5	0
徳島	1	13	14	8	4	0	2	14	0
香川	0	1	1	0	0	0	1	1	0
愛媛	0	2	2	1	0	0	0	1	1
高知	0	16	16	5	11	0	0	16	0
福岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀	0	7	7	3	2	1	0	6	1
長崎	0	2	2	2	0	0	0	2	0
熊本	0	14	14	5	9	0	0	14	0
大分	0	1	1	1	0	0	0	1	0
宮崎	1	4	5	2	1	1	1	5	0
鹿児島	0	7	7	2	4	0	0	6	1
沖縄	3	7	10	4	3	1	1	9	1
総計	26	350	376	144	150	35	23	352	24
				40.9%	42.6%	9.9%	6.5%	100%	
26年	31	358	389	157	135	45	26	363	26
				43.3%	37.2%	12.4%	7.2%	100%	

(注) 1 あっせん実施道府県労委のみ計上した。

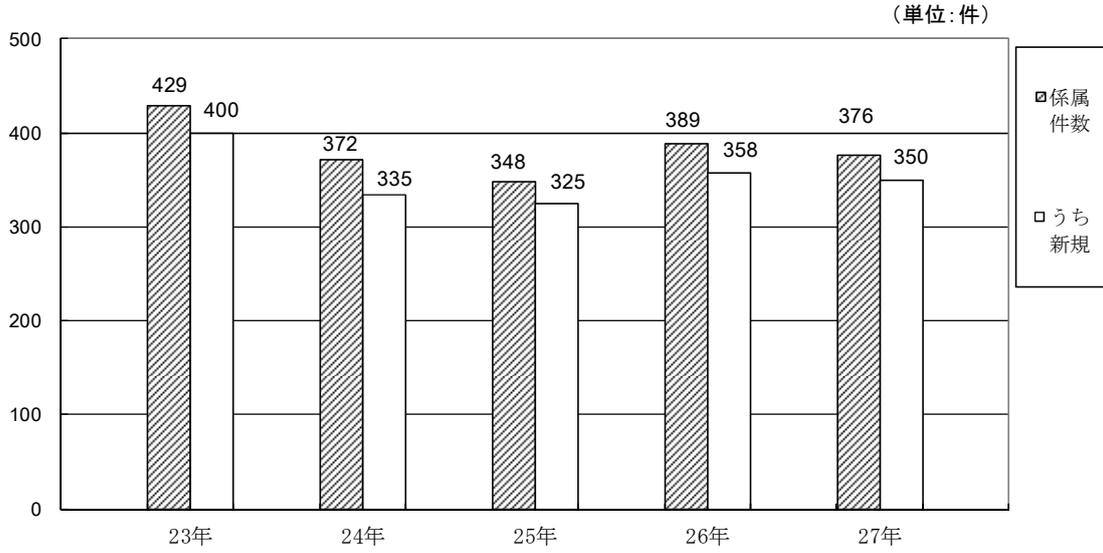
2 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、次の制度がある。

東京都:都によるあっせんを実施。

兵庫県:労使相談センターによるあっせんを実施。

福岡県:県によるあっせんを実施。

図5 あっせん件数の推移



(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計 (14年は42労委、15年以降44労委)。

第47表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あっせん件数の推移

(単位:件)

年	開始事由		労働者申請		使用者申請		労使双方申請		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
23年	393	98.3%	7	1.8%	0	0.0%	400	100%		
24年	323	96.4%	12	3.6%	0	0.0%	335	100%		
25年	319	98.2%	6	1.8%	0	0.0%	325	100%		
26年	349	97.5%	9	2.5%	0	0.0%	358	100%		
27年	347	99.1%	3	0.9%	0	0.0%	350	100%		

2 あっせん事件における関係当事者の特徴

(1) 労働組合の有無別従業員数規模別新規係属状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありでは、従業員数が9人以下は1件・1.5% (26年1件・1.2%)、10人以上49人以下は4件・6.0% (同10件・11.9%)、50人以上99人以下は5件・7.5% (同4件・4.8%)、100人以上299人以下は13件・19.4% (同34件・40.5%)、300人以上499人以下は5件・7.5% (同5件・6.0%)、500人以上は39件・58.2% (同30件・35.7%)であった。

労働組合なしでは、従業員数が9人以下は56件・20.4% (同62件・22.5%)、10人以上49人以下は92件・33.5% (同98件・35.6%)、50人以上99人以下は32件・11.6% (同33件・12.0%)、100人以上299人以下は46件・16.7% (同45件・16.4%)、300人以上499人以下は13件・4.7% (同8件・2.9%)、500人以上は36件・13.1% (同29件・10.5%)であった (第48表参照)。

第 48 表 当事者である事業主の状況

(単位:件)

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	合計
27年 (26年)	組合あり	1 (1)	4 (10)	5 (4)	13 (34)	5 (5)	39 (30)	67 (84)
	組合なし	56 (62)	92 (98)	32 (33)	46 (45)	13 (8)	36 (29)	275 (275)
	合計	57 (63)	96 (108)	37 (37)	59 (79)	18 (13)	75 (59)	342 (359)

(注) 件数は終結件数である。26年は4件、27年は10件が不明。

(2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が 196 件・55.8% (26年 195 件・53.7%)、パート・アルバイトが 66 件・18.8% (同 65 件・17.9%)、契約社員が 51 件・14.5% (同 46 件・12.7%)、派遣労働者が 11 件・3.1% (同 9 件・2.5%)、その他が 27 件・7.7% (同 48 件・13.2%) となっている (第 49-1 表、図 6 参照)。

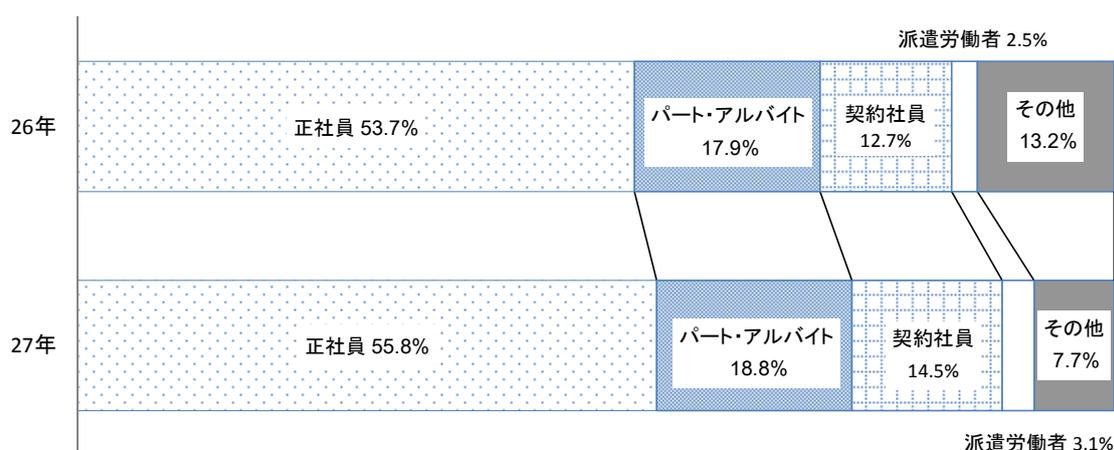
第 49-1 表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

(単位:件)

就労状況	正社員		パート・ アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		計	
26年	195	53.7%	65	17.9%	46	12.7%	9	2.5%	48	13.2%	363	100%
27年	196	55.8%	66	18.8%	51	14.5%	11	3.1%	27	7.7%	351	100%

(注) 1 件数は終結件数である。
2 就労状況の「その他」とは、業務委託、試用期間、嘱託など。
3 27年は1件が不明。

図 6 労働者の就労状況



(3) 労働者の就労状況別あっせんの内容別事項

終結事件に係る労働者の就労状況別あっせんの内容別事項を見てみると、いずれも「経営又は人事」が最も多く、以下、おおむね「賃金等」、「職場の人間関係」「労働条件等」、「その他」の順となっている（第 49-2 表参照）。

第 49-2 表 労働者の就労状況、内容別個別労働紛争あっせん事項

(単位:項目)

就労状況	事項		経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
正社員	135	41.2% (1)	91	27.7% (2)	31	9.5% (4)	45	13.7% (3)	26	7.9% (5)	328	100%		
パート・アルバイト	48	46.2% (1)	19	18.3% (2)	12	11.5% (4)	19	18.3% (2)	6	5.8% (5)	104	100%		
派遣労働者	8	53.3% (1)	4	26.7% (2)	2	13.3% (3)	0	0.0% (5)	1	6.7% (4)	15	100%		
契約社員	49	65.3% (1)	10	13.3% (2)	4	5.3% (4)	9	12.0% (3)	3	4.0% (5)	75	100%		
その他	16	37.2% (1)	11	25.6% (2)	5	11.6% (4)	7	16.3% (3)	4	9.3% (5)	43	100%		

(注) 1 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は終結件数とは一致しない。
2 下段の()は、各就労状況におけるあっせん事項の順位を表す。

3 あっせん内容の特徴

新規係属事件 350 件に係るあっせんの内容別事項数 538 件 (26 年 506 件) のうち、経営又は人事が 249 件・46.3% (同 214 件・42.3%)、賃金等が 135 件・25.1% (同 142 件・28.1%)、職場の人間関係が 74 件・13.8% (同 74 件・14.6%)、労働条件等が 44 件・8.2% (同 44 件・8.7%)、その他が 36 件・6.7% (同 32 件・6.3%) となっている。

26 年と比べると、経営又は人事は 35 件、その他は 4 件それぞれ増加し、職場の人間関係及び労働条件等は前年と同じ、賃金等は 7 件減少した (第 50 表参照)。

第 50 表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項の推移

(単位:項目、件)

年	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計		総事件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
23年	291	49.4%	153	26.0%	49	8.3%	65	11.0%	31	5.3%	589	100%	400
24年	226	45.7%	120	24.2%	56	11.3%	59	11.9%	34	6.9%	495	100%	335
25年	220	47.0%	100	21.4%	38	8.1%	68	14.5%	42	9.0%	468	100%	325
26年	214	42.3%	142	28.1%	44	8.7%	74	14.6%	32	6.3%	506	100%	358
27年	249	46.3%	135	25.1%	44	8.2%	74	13.8%	36	6.7%	538	100%	376

(注) 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は総事件数に一致しない。

4 あっせん員の構成

終結した事件 352 件のうち、あっせん員の指名がされた 316 件（26 年 300 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員によるものが 247 件・78.2%（同 211 件・70.3%）、委員及び事務局職員が 45 件・14.2%（同 69 件・23.0%）などとなっている（第 46 表及び第 51 表参照）。

第 51 表 あっせん員の構成

（単位：件）

	合計		委 員					委員+非委員		非 委 員						
			三者構成		公益委員のみ		その他	委員及び事務局職員	その他	事務局職員	その他					
26年	300	100%	211	70.3%	0	0.0%	1	0.3%	69	23.0%	9	3.0%	0	0.0%	10	3.3%
27年	316	100%	247	78.2%	2	0.6%	0	0.0%	45	14.2%	4	1.3%	0	0.0%	18	5.7%

5 あっせんの終結

(1) 処理状況

27 年は 26 年からの繰越 26 件を含む 376 件（26 年 389 件）の係属事件のうち、352 件（同 363 件）が終結し、24 件（同 26 件）が 28 年に繰り越された。終結した 352 件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの（「あっせんあり」）は 198 件（同 218 件）、同意しなかったもの（「あっせんなし」）は 154 件（同 145 件）であった（第 46 表、チャート β 参照）。

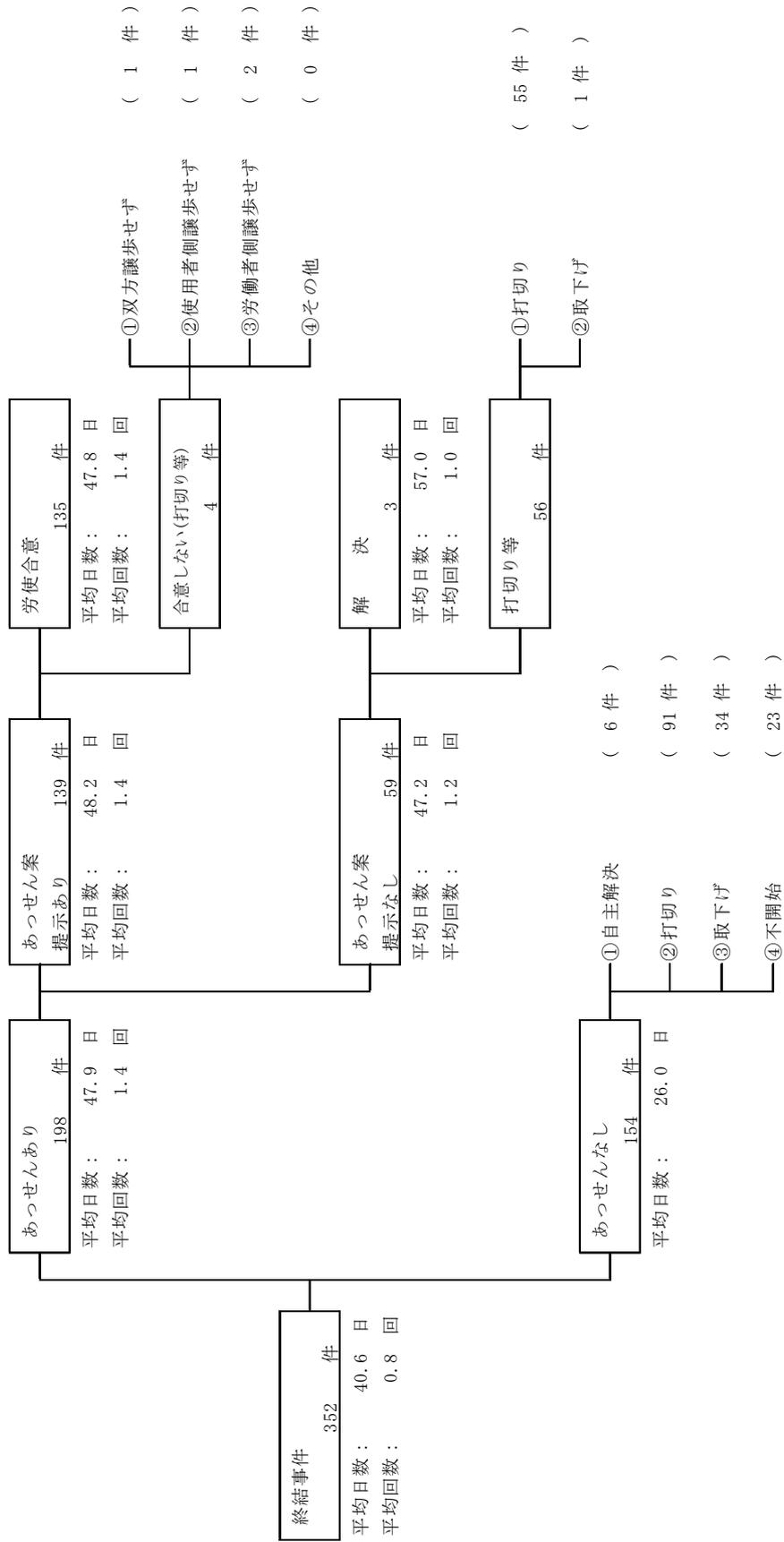
(2) あっせんを行うことに同意した事件

あっせんを行うことに同意した事件 198 件（26 年 218 件）のうち、あっせん案の提示があった 139 件（同 163 件）の内訳をみると、労使合意したもの（解決）が 135 件（同 134 件）、労使合意しなかったもの（打ち切り等）が 4 件（同 29 件）であった。労使合意しなかった 4 件の内訳は「労働者側譲歩せず」が 2 件、「使用者側譲歩せず」「双方譲歩せず」がそれぞれ 1 件となっている。また、あっせん案の提示がなかった 59 件の内訳をみると、打ち切りが 55 件、解決が 3 件、取下げが 1 件となっている（チャート β 参照）。

(3) あっせんを行うことに同意しなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件 154 件（26 年 145 件）の内訳をみると、打ち切りが 91 件（同 65 件）と最も多く、以下、取下げ 34 件（同 43 件）、不開始 23 件（同 26 件）、自主解決 6 件（同 11 件）となっている（チャート β 参照）。

チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況(フローチャート)



※ 平均日数 = 処理日数 ÷ 取下げ及び不開始を除く最終結案件数

(4) 解決状況

27年に終結した事件352件(26年363件)のうち、取下げ・不開始を除く294件(同292件)の終結状況は、解決144件(同157件)、打切り150件(同135件)で、その解決率は49.0%(同53.8%)であった(第52表参照)。

第52表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率の推移

(単位:件)

	終 結 件 数										解決率
	解決		打切		取下		不開始		計		
23年	184	46.9%	134	34.2%	37	9.4%	37	9.4%	392	100%	57.9%
24年	156	44.7%	121	34.7%	49	14.0%	23	6.6%	349	100%	56.3%
25年	132	41.6%	118	37.2%	26	8.2%	41	12.9%	317	100%	52.8%
26年	157	43.3%	135	37.2%	45	12.4%	26	7.2%	363	100%	53.8%
27年	144	40.9%	150	42.6%	35	9.9%	23	6.5%	352	100%	49.0%

(注) 解決率(%) = 解決件数 ÷ 取下・不開始を除く終結件数 × 100

(5) 平均処理日数

取下げ・不開始を除く294件(26年292件)の平均処理日数は47.0日(同48.4日)であった(第53表参照)。

(注) あっせん処理日数は、申請書受付日(又はあっせん員指名日・あっせん受任日)～終結日で計算している。

第53表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数の推移

(単位:日)

	23年	24年	25年	26年	27年
平均処理日数	34.1	33.6	37.8	48.4	47.0